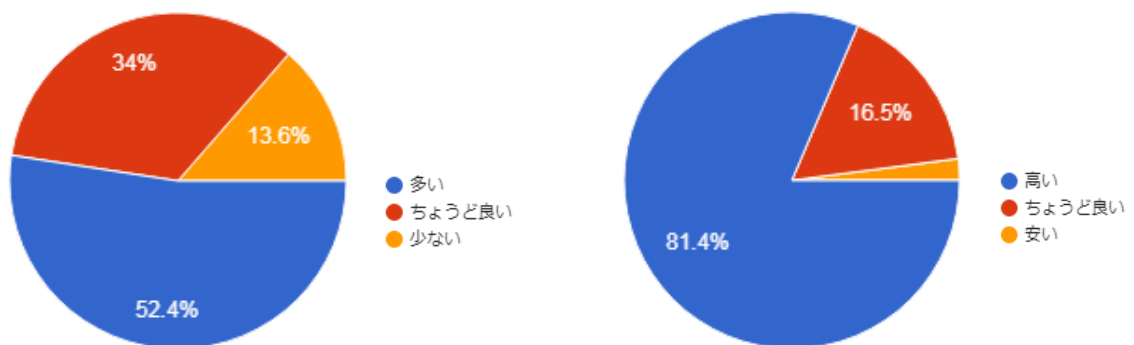


【ワーキングマザー調査】「#保育園落ちた」だけじゃない！働く母を悩ませる「#学童問題」の実態に迫るアンケートをパワーママプロジェクトが実施

～子供の放課後はイモ洗い状態？！高額学童に通わせて貯金がつきる！？～

自分らしく Happy に仕事と育児ができるワーママを増やし日本経済に貢献することを目的として活動する任意団体パワーママプロジェクト (<http://powermama.info>) はこの度、ワーキングマザーを対象に「学童(※)利用」に関するアンケートを実施しました。アンケートでは、小学生の子供を持つ母が仕事と育児を両立させる中で抱えるリアルな悩みが寄せられました。



(公立学童の定員について)

(民間学童の料金について)

パワーママプロジェクトでは様々なワーママ（ワーキングマザー）をインタビューし、その知見をシェアする活動を続けています。インタビュー数は約 250（2018 年 3 月末現在）となり、多様なワーママロールモデルのデータベースとなっています。インタビューの中には、子供の小学校進学に伴い仕事と育児の両立に悩むケースが散見されます。いわゆる「小1の壁」で、キャリアチェンジ、キャリアダウンや離職を検討する女性も珍しくないのが現状です。パワーママプロジェクトでは 2017 年にこの課題についての書籍「ワーママ 5 年目に読む本（光文社）」を出版し、大きな反響をいただきました。そこでこのたび、「小1の壁」の要因のひとつである「学童」についてアンケートを実施したところ、公立学童では「狭い中で多数の子供が在籍しておりイモ洗い状態」、民間学童では「学童費用は高額すぎて貯金がつきる」など具体的な課題が浮かび上がってきました。

厚生労働省が発表する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の実施状況によると、登録児童数は年々増加傾向にあります。これを受け、平成 29 年 12 月 8 日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」に基づき「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの約 30 万人分の新たな受け皿の確保を 1 年前倒し、平成 30 年度（2018 年度）末までに達成することを目指していますが、アンケート結果からは、単に受け皿を増やすだけではなく、保育の質を担保するとともに、民間学童利用者への費用負担の検討も要望として多くあがっています。（アンケート詳細及び学童運営状況の実態（全国学童保育連絡協議会 事務局次長 佐藤愛子氏提供）は後述）

今後もパワーママプロジェクトでは自分らしく Happy に仕事と育児ができるワーママを増やしていくため、ワーママの多様な在り方を発信し続けるとともにデータベースの中から見える課題について問題定義してまいります。

※学童とは

【学童保育】の略称。日中保護者が家にいない家庭の学齢児童を、放課後や休暇中に保育すること。1997年児童福祉法改正により、放課後児童健全育成事業として法制化」と記載されています。所管する厚生労働省は「放課後児童クラブ」と呼びますが、一般的に「学童保育」と呼ばれています。学童保育は、2014年4月に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が公布され、2015年3月に「放課後児童クラブ運営指針」が策定されました。この「省令基準」にもとづいて、多くの市町村では条例が制定され（以下「条例基準」）、各市町村では、「条例基準」と「運営指針」にもとづいて、学童保育を実施・運営されています。

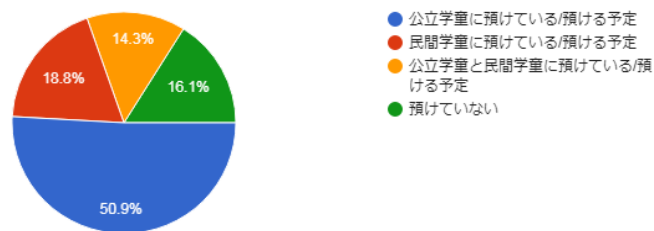
■アンケートサマリ

【学童利用実態】

18%以上が民間学童を利用（ここで言う「民間学童」は放課後児童健全育成事業もとづいたものではなく、企業等が営利事業として運営しているものなどを指す）。地域の公立学童保育の利用確定の時期が遅い、「施設の利用時間が短い」などの理由から公立学童に申し込まず、民間学童に通わせるケースも多いとみられ、「学童待機児童者数」には含まれていない場合可能性もある。

現在、学童に預けていますか？

112件の回答



【公立学童/民間学童 利用者の声】

公立学童利用者の声

- 料金…59%が安いと答え、もう少し料金を高くしてよいから、クオリティの改善（おやつの変更・人員配置等）を求める声があがった。
- 時間…53%が短いと答え、「保育園より短く、仕事との両立が難しい」という声が多くみられた。
- 定員…52%が多いと答え、「狭く芋洗い状態」、「目が届かない」など懸念が挙げられた。

- 活動内容・・・24%のみ満足と答え、宿題をみて欲しい、イベントや遊びを増やして欲しい、お弁当をなくして欲しいなど、数々のリクエストがあった。

民間学童利用者の声

- 料金・・・8割を超える人が高いと評価。月間5万円で複数兄弟がいると家計が厳しいという声も。公立利用者との差が大きいため補助金を求める声も多かった。
- 時間、定員、活動内容についてはおおむね満足との回答が多数。

【具体的な公立学童/民間学童利用者の声（一部をご紹介）】

- 上級生のいじめもあり、本人も行くのを嫌がった。塾や習い事に切り替えた。（東京都杉並区）
- 行動を制限されてしまうため、辞めたいと本人が言った。（東京都清瀬市）
- 狭い空間で子供が嫌がったため退所した。（東京都清瀬市）
- 正職員の先生と、パートの先生の力量の差。おこりっぽい息子へのフォローが間に合わないことがある。また、学校内学童が狭く、兄弟が別々の学童になってしまう。（東京都八王子市）
- 中央区では定員が1年生でも足りていません。2年生で入れる子は、ポイントが高い数名程度です。しかしながら、お友達がいないと行きたくなくなり、2年生では学童を休みがちでした。（東京都中央区）
- 今は時間も19時までになりましたが、当初公立児童館は18時まで、警報発出時や学級閉鎖にも対応していないので、校区を越境させて民間に通わせることにしました。（兵庫県神戸市）
- 第2子の育休から復職時（年度途中）に、第1子（当時小1）が学童に入れなかった。第2子を認可保育園に預けられないことは想定内だったが、まさか学童も待機児童になるとは！お迎え付き民間学童はお迎え圏外で使えず。大変困った。（東京都八王子市）
- 民間学童は本当に助かったし大満足ですがお金がかかりすぎる・・・貯金が尽きました（神奈川県川崎市）
- 公立の学童であまりの人数の多さともみくちゃ具合、うるささに驚き、場所もせまくなり、DVDを見せられている時間が多くなった。本人は楽しんでいるが、夏休みの長い時間預ける事を考えると時間の有効活用になっていないと思い、英語学童との併用に踏み切った。夏休みはかなり長時間英語で過ごせてコストはかかったがとてもよい選択でした。（大阪府天王寺区）

【アンケート概要】

調査期間：2018年1月31日～2018年3月7日 回答数：118件

対象：学童に預けている/預けていた/預ける予定の人

調査方法：オンラインによる匿名アンケート

〈パワーママプロジェクトへの取材に関するお問い合わせはこちらまで〉

E-mail: powermamapress@gmail.com

(参考資料)

アンケート結果を受け、料金も質も様々な学童の現状について、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動の推進を目的に保護者と職員（指導員）によって構成されている学童保育専門団体である「全国学童保育連絡協議会」からもコメントを頂戴しました。

学童保育（放課後児童クラブ）について

全国学童保育連絡協議会 事務局次長 佐藤愛子様より提供

◇「学童保育って、全国どこでも市町村が運営しているものでしょ？」

市町村が直接運営する「公営」は約35%です（全国学童保育連絡協議会・2017年調査より。『学童保育情報 2017-2018』収録）。そのほか、自治体が設置して社会福祉協議会が運営するもの、社会福祉法人やNPO法人が運営するもの、保護者が運営するものなど運営主体はさまざまです。運営主体はさまざまですが、多くは、行政からの「委託」「補助」「指定管理」など、なんらかの関与があり、補助金を受けて運営されています。

これまで公立公営だった学童保育が、自治体の経費削減や指導員の人材確保が困難であることを理由に、企業も含めて民間事業者へ委託する傾向もあります。

運営主体にかかわらず、前述の基準と運営指針にもとづいて、運営される必要があります。

民間企業がビジネスとして展開するものは、「学童保育」と自称していても、児童福祉法にもとづいて届け出をしていなければ「放課後児童健全育成事業」には該当しません。

厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない」と記されています。

◇「それって、ほんとうに学童保育？」

市町村によっては、「待機児童ゼロ」「受け皿確保」を急ぐあまり、定員の緩和にとどまらず、「放課後子供教室」（*文部科学省が所管する、活動や体験プログラムの提供。保護者の就労状況に

かかわらず、すべての子どもを対象とする)や「全児童対策事業」など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用している市町村もあります。

学童保育、つまり「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」は、それぞれの目的・役割が異なります。二つの事業をひとつにした運営(同じ場所、同じ職員が対応する)では、「共働き・ひとり親家庭等の子どもたちの毎日の生活の場を保障する」という学童保育の目的・役割は果たせません。厚生労働省も、2018年3月20日の全国児童福祉主管課長会議で、「両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があります、特に放課後児童クラブについては、子どもが安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である」と説明しています。つまり、放課後児童クラブの専任指導員、専用室など必要な条件が整備される必要があります。

しかし、市町村のなかには、待機児童の解消策を、学童保育の新設ではなく、ほかの事業による代替にもとめる市町村もあります。

たとえば、東京都江戸川区の「すくすくスクール」は、区独自の「全児童対策事業」であり、「放課後児童健全育成事業」ではありません。利用料無料・保険料500円、定員はないので誰でも利用できますが、10人も20人も登録しているなかで、利用する子どもは毎日顔ぶれが変わりません。利用時間は月曜から金曜が18時まで、土曜や長期休暇中は17時までです。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/kyouiku/tetuduki/sukusuku/sanka.html>

品川区の「すまいるスクール」は、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の一体的運営で、利用料250円・保険料54円、利用時間は17時までです。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000002200/hpg000002112.htm>

渋谷区の「放課後クラブ」も、利用料無料・登録時の保険料800円、利用時間は17時一斉下校、17時を超えて利用する場合は、1食70円程度のおやつが提供され、保護者のお迎えが必要となります。

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/gakkou/hokago/index.html>

板橋区の「あいキッズ」も、すべての子どもを対象に、利用時間が17時まで(10月から2月は16時半)であれば、利用料無料・保険料なし、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもは、申し込み区分によって18時もしくは19時まで利用できます。

この場合、利用料が月額2700円もしくは月額3900円必要ですが、「専用の施設」はなく、「専任の職員」も配置されてはいません。

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/016/016254.html

神奈川県横浜市には、「はまっ子ふれあいスクール(はまっ子)」および「放課後キッズクラブ(キッズ)」と、地域で運営されている「放課後児童クラブ(いわゆる「学童保育」)」の3つの事業があります。「はまっ子」は学年やクラスの枠を超えて多様な友達と自主的に遊ぶことができる「遊びの場」で、利用料無料・保険料年額500円、利用時間は18時までです。「キッズ」は利用区分が2つあり、利用区分1は17時まででは利用料無料・保険料年額500円・おやつなし、

利用区分2は17時以降19時まで、利用料月額5000円・保険料年額500円・おやつあり（有料）というものです。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/houkago/houkago/sannjigyoup/hamakko.pdf>

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/houkago/houkago/sannjigyoup/houkagokids.pdf>

「キッズ」の利用者からは、「あくまでの空間・スペースの提供で、心配なことがあっても、子どもの様子を尋ねることを期待できる場所ではないんだなと思った」「(子どもに話を聞くと)『キッズクラブでは、友達が4時、4時半とつぎつぎに帰ってしまうけれど、自分はお迎えが来るまで帰れない。しかも友達は来ない日もあるのに、自分は毎日いかないといけない。とりのこされたような気持ちになって、さびしい』とのことでした」(全国学童保育連絡協議会発行『日本の学童ほいく』2014年8月号より)という声も聞いています。

◇全国どこで子育てしていても、同じように学童保育に通いつづけられるために…

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」で「従うべき基準」として定められたのは、指導員の「資格」と「配置基準」のみでした。「開所時間及び日数」「施設の広さ」「子どもの集団の規模」などは、「参酌基準」でしかないので、自治体や学童保育現場によって実施状況がさまざまであり、大きな格差があるのが現状です。

とはいえ、「放課後児童クラブ運営指針」の策定により、現場の指導員が子どもや保護者に対する支援内容が明確化されたことの意義は大きいと私たちは考えますし、厚生労働省も、基準と運営指針を示したのは、「運営の多様性を踏まえつつ」、「『全国的な標準仕様』としての性格を明確化するものだ」と説明しています。

「小1の壁」に直面した、あるいは乗り越えようとしている保護者の皆さんには、ご自身がお住まいの地域の放課後施策、あるいはお子さんが通い始めた「学童保育」を知ること、地域で、または全国的に広く情報交換することからはじめていただけたら…と思います。全国どこの地域で子育てをしても、すべての学童保育を必要とする子どもたちに「生活の場」が同じように保障されることを願ってやみません。